

証券コード 2485
2024年12月2日

株 主 各 位

名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
株 式 会 社 テ ィ ア
代表取締役社長 富 安 徳 久

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際は電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第28回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tear.co.jp/company/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ティア）または証券コード（2485）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧情報／PR情報」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようをお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年12月19日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようをお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
3. 目的事項
報告事項 1. 第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにて掲載させていただきます。

【当日ご出席いただく株主様へ】

1. 当日は事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
2. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）
3. 下記の当社ウェブサイトにて報告事項や対処すべき課題の報告の動画を事前に配信いたします。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）
なお、配信期間は2024年12月17日（火曜日）からとさせていただきます。

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <p>2024年12月20日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p>2024年12月19日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p>2024年12月19日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX株

XXXXXXXXXX年XX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX株

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

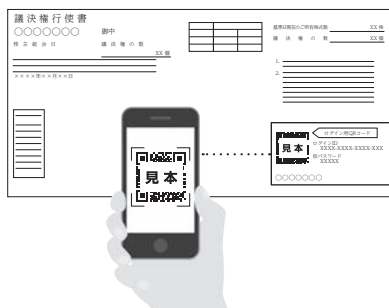
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

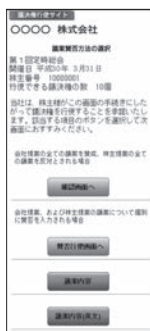
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	とみ やす のり ひさ 富 安 徳 久 (1960年7月5日生)	1994年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社 1997年7月 当社設立 代表取締役社長 2022年10月 当社代表取締役社長 DX・SXデザイン事業本部管掌 2023年10月 当社代表取締役社長（現任） 2023年11月 株式会社八光殿 取締役CEO（現任） 株式会社東海典礼 取締役CEO（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社八光殿 取締役CEO 株式会社東海典礼 取締役CEO	1,004,000株
取締役候補者とした理由 富安徳久氏は、当社代表取締役社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験・知見を有していることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 数
2	おか ども しょう きち 岡 留 昌 吉 (1961年3月20日生)	<p>1982年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社 2004年5月 有限会社みどり葬祭設立 代表取締役社長 2005年10月 当社入社葬祭推進本部長 2006年7月 当社執行役員フランチャイズ事業本部長 2007年12月 当社取締役葬祭推進本部長 2011年12月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長 2014年10月 当社専務取締役人財・事業開発本部長 2017年5月 株式会社愛共(現 株式会社ティアサービス) 代表取締役社長 2018年10月 当社取締役副社長 人財・事業開発本部長 2022年12月 当社取締役副社長 葬祭事業本部長 2023年5月 株式会社ティアサービス 代表取締役会長兼社長 (現任) 2023年11月 株式会社八光殿 取締役副会長 (現任) 株式会社東海典礼 取締役副会長 (現任) 株式会社セレモニーホール八尾 取締役 (現任) 2024年10月 当社取締役副社長 葬祭事業本部長 兼未来開発事業本部管掌 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ティアサービス 代表取締役会長兼社長 株式会社八光殿 取締役副会長 株式会社東海典礼 取締役副会長 株式会社セレモニーホール八尾 取締役</p>	78,800株
<p>取締役候補者とした理由 岡留昌吉氏は、葬祭事業分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において葬祭事業の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
3	つ じ こ う へ い 辻 耕 平 (1972年3月31日生)	1990年4月 株式会社サガミチェーン（現株式会社サガミホールディングス）入社 2007年1月 同社 社長室長 2011年4月 当社入社 2011年10月 当社執行役員経営企画室長 2013年12月 当社取締役経営企画室長 2014年10月 当社常務取締役経営企画室長 2018年10月 当社専務取締役経営企画室長兼管理本部管掌 2022年10月 当社専務取締役経営企画本部長兼管理本部管掌（現任） 2023年11月 株式会社八光殿 取締役（現任） 株式会社東海典礼 取締役（現任） 株式会社セレモニーホール八尾 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役 株式会社セレモニーホール八尾 取締役	28,200株
取締役候補者とした理由 辻耕平氏は、経営企画および管理部門において豊富な知識と経験を有しており、当社において経営企画部門および管理部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
4	ま な べ けん 吾 真 邊 健 吾 (1974年7月12日生)	1993年4月 日産自動車株式会社入社 2007年11月 当社入社 2010年1月 当社人財開発部長代理 2014年10月 当社執行役員フランチャイズ事業本部付部長 2015年12月 当社取締役フランチャイズ事業本部長 2018年10月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長 2021年10月 当社専務取締役フランチャイズ事業本部長 2023年10月 当社専務取締役人財開発本部長兼ESG戦略本 部長兼フランチャイズ事業本部管掌 2023年11月 株式会社八光殿 取締役（現任） 株式会社東海典礼 取締役（現任） 2024年10月 当社専務取締役関東葬祭事業本部長 兼人財開発本部長兼ESG本部長 兼フランチャイズ事業本部管掌（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役	30,600株
取締役候補者とした理由 真邊健吾氏は、人財開発およびフランチャイズ事業の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において人財開発部門、フランチャイズ事業部門およびサステナビリティ部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	やま もと かつ み 山 本 克 己 (1964年4月22日生)	2003年5月 株式会社ファブリカコミュニケーションズ入社 経理部長 2007年4月 株式会社アイ・シー・アール入社 管理本部長 2009年3月 当社入社経理課長 2009年7月 当社執行役員管理本部長 2009年12月 当社取締役管理本部長 2017年5月 株式会社愛共(現株式会社ティアサービス) 監査役(現任) 2017年10月 当社取締役財務本部長 2023年11月 株式会社八光殿 監査役(現任) 株式会社東海典礼 監査役(現任) 2024年10月 当社常務取締役財務本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ティアサービス 監査役 株式会社八光殿 監査役 株式会社東海典礼 監査役	23,100株
取締役候補者とした理由 山本克己氏は、経営管理の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において財務部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることに加え、財務の専門的な知識を有しているため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	ふじ い とも き 藤 井 智 規 (1977年6月7日生)	2000年 4 月 株式会社ユーハイム入社 2011年 2 月 当社入社 2017年 5 月 株式会社愛共（現株式会社ティアサービス） 取締役 2017年10月 当社商品開発部長 2019年10月 当社執行役員人財・事業開発本部付部長 兼商品開発部長 2020年10月 株式会社ティアサービス常務取締役 2022年12月 当社取締役事業開発本部長 2023年 5 月 株式会社ティアサービス専務取締役（現任） 2024年10月 当社取締役マーチャンダイジング推進本部長 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ティアサービス 専務取締役	12,900株
取締役候補者とした理由 藤井智規氏は、事業開発の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において事業開発部門の取締役・本部長ならびに子会社の役員として貢献してきた実績を持ち、職責を十分に果たしているため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
7	おぎそまさひと 小木曾正人 (1975年5月11日生)	1999年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所 2003年6月 公認会計士登録 2012年12月 小木曾公認会計士事務所設立 所長（現任） 2013年1月 税理士登録 2014年5月 株式会社トレジャリンク設立 代表取締役社長（現任） 2015年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 小木曾公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役社長	5,600株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>小木曾正人氏は、公認会計士・税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当該専門知識や経験を活かし、独立社外取締役の立場から業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るべく積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。</p>			
8	いのうひろこ 稲生浩子 (1962年6月13日生)	1996年4月 樋口繁男税理士事務所入所 1998年5月 税理士登録 1999年1月 稲生浩子税理士事務所設立 所長（現任） 2005年12月 当社社外監査役 2022年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 稲生浩子税理士事務所 所長	19,400株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>稲生浩子氏は、税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、その専門的な知識と経験に基づき、独立社外取締役の立場から業務執行に対する一層の監督機能の強化を促進する積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小木曾正人氏、稲生浩子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小木曾正人氏および稲生浩子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、小木曾正人氏および

び稲生浩子氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、当社の取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合は、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを同内容で更新する予定であります。
5. 当社は、小木曾正人氏および稲生浩子氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

以 上

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 伊藤大介氏は、2024年12月20日付で辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 相当株式 の数
やの 直 矢野直 (1975年12月8日生) 【新任】	1998年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2002年6月 公認会計士登録 2023年10月 矢野公認会計士事務所設立 所長（現任） 2023年11月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 矢野公認会計士事務所 所長	—
社外監査役候補者とした理由 矢野直氏は、公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、経営の知見はないものの当該専門知識や経験を活かし、独立性および実効性を高めた監査機能の強化を図るため、社外監査役候補者としております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 矢野直氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、当社の取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者の就任が承認された場合は、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを同内容で更新する予定であります。
4. 当社は、矢野直氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、食料品や日用品で物価上昇の影響は見られるものの、堅調に推移するサービス消費や、企業収益の改善を背景とする設備投資の増加等により、緩やかに回復しております。また、所得環境の改善や政府の緊急支援策、デジタル関連・環境対応といった設備投資の増加等により、今後も緩やかに回復するものとみられておりますが、米国経済の動向と金融・為替市場への影響、企業の賃上げと価格設定行動の変化等、先行きに対する不透明感は拭えない状況であります。

葬儀業界におきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、核家族化や葬祭規模の縮小等により、葬儀単価の減少傾向が続いております。また、直近の業界環境といたしましては、前期と比較して葬儀件数、葬儀単価共に増加しております。

かかる環境下、当社グループは顧客満足度の向上を図るべく「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。

当連結会計年度におきましては、「新生ティア」のスローガンのもと、4項目のテーマを設け8つの戦略を推進しております。また、当社グループは、2023年11月20日付で大阪府八尾市を中心に葬儀会館を運営する「株式会社八光殿」及び関係会社、愛知県豊川市を中心に葬儀会館を運営する「株式会社東海典礼」及び関係会社をそれぞれ子会社化いたしました。これにより、第2四半期連結会計期間から中核葬儀社2社及び関係会社を連結業績の対象範囲とすると共に、上場会社グループとしての経営統合プロセスの推進及びシナジー効果を生み出すべく体制を構築しております。さらに、中核葬儀社2社を存続会社として関係会社の組織再編も行っております。

新規出店の状況につきましては、直営は三重県下に3店舗、愛知県下・東京都内にそれぞれ2店舗、千葉県下・埼玉県下にそれぞれ1店舗を開設する一方、東京都内で展開する葬儀相談サロン7店舗を閉鎖いたしました。フランチャイズでは、愛知県下、岐阜県下、富山県下にそれぞれ2店舗を開設し、八光殿と東海典礼でそれぞれ1店舗を開設する一方、「東海典礼 中

央会館」を閉鎖いたしました。これにより当社グループによる会館数は合計202店舗（直営91店舗、フランチャイズ70店舗、八光殿18店舗、東海典礼23店舗）となりました。

売上原価におきましては、対象会社のグループ化により商品原価率及び労務費率が上昇し、販管費では対象会社のグループ化に加え、新店稼働に伴う固定費やM&Aに伴う支払手数料等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は188億39百万円（前期比33.9%増）となり、売上原価率は前期と比べ1.5ポイント上昇し、販売費及び一般管理費は前期比29.4%増となりました。これにより、営業利益は14億38百万円（同26.7%増）、経常利益で12億43百万円（同9.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等の負担率が増加し7億52百万円（同4.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

葬祭事業におきましては、直営では「ティアの会」会員数の拡大を図るべく、各種会館イベントや提携団体・企業向けの営業等に取り組んでまいりました。葬儀件数におきましては、既存店が増加したのに加え、新たに開設した会館の稼働により、前期比6.8%増の15,424件となりました。葬儀単価におきましては、供花の単価は低下したものの、祭壇売上、葬儀付帯品の単価がそれぞれ上昇し、前期比1.8%増となりました。

新たに子会社化した中核葬儀社2社の状況としましては、八光殿及び関連ブランドの葬儀件数は1,714件となり、東海典礼及び関連ブランドの葬儀件数は1,176件となりました。この結果、葬祭事業の葬儀件数は前期比26.8%増の18,314件、葬儀単価は4.5%増となり、売上高は177億45百万円（同30.9%増）、営業利益は32億95百万円（同41.3%増）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、F C会館が前期と比べ6店舗増加したことによりロイヤリティ売上が増加し、またF C会館への物品販売も増加いたしました。この結果、売上高は5億60百万円（同9.1%増）、営業利益は78百万円（同16.9%増）となりました。

その他事業は、不動産事業、リユース事業等で構成されております。

不動産事業につきましては、葬儀社として事業活動をしていくなか、ご遺族から不動産の相続、売却等の相談を多数受けてまいりました。このようなニーズに対応するため、2024年2月より不動産の買取、販売を開始いたしました。

リユース事業におきましては、この度の子会社化に伴い、中古品の宝石・貴金属、時計、バック等の買取・仕入・販売を手掛ける「リサイクルマーケットアリオ八尾店」「リサイクルマーケット松原店」をグループ化し、2024年7月に「かんてい局 じゃんぼスクエア香芝店」をオープンいたしました。

この結果、その他事業の売上高は5億33百万円、営業利益は15百万円となりました。

セグメントの名称	売上高
葬祭事業	17,745 ^{百万円}
フランチャイズ事業	560
その他	533
合計	18,839

(注) 金額は販売価格によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は13億41百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

(注. 前連結会計期間に計上した建設仮勘定を含む。)

株式会社ティア

家族葬ホール	ティア四日市東日野の新築工事	83百万円
家族葬ホール	ティア豊山の新築工事	82百万円
家族葬ホール	ティア吉川の新築工事	77百万円
家族葬ホール	ティア豊橋往完町の新築工事	75百万円
家族葬ホール	ティア鈴鹿神戸の新築工事	74百万円
家族葬ホール	ティア野田愛宕の新築工事	74百万円
家族葬ホール	ティア四日市内部の新築工事	73百万円
家族葬ホール	ティア青梅河辺の新築工事	59百万円
家族葬ホール	ティア東青梅の新築工事	54百万円

株式会社ティアサービス

本社	土地及び建物の購入	93百万円
生花事業部	名古屋北事業所の改修工事	22百万円

株式会社八光殿

家族葬ホール	ティア大東北条の新築工事	1億14百万円
--------	--------------	---------

株式会社東海典礼

家族葬ホール	ティア蒲郡形原の新築工事	49百万円
--------	--------------	-------

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

株式会社ティア

家族葬ホール ティア春日部緑町の新築工事 43百万円

家族葬ホール ティア神の倉の新築工事 27百万円

家族葬ホール ティア日進香久山の新築工事 24百万円

葬儀会館ティア豊橋南の改修工事 69百万円

次期基幹システム改修 2億8百万円

株式会社八光殿

家族葬ホール ティア門真島頭の新築工事 41百万円

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

株式会社ティア

葬儀会館ティア岡崎南の土地の売却 1億84百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、株式会社八光殿及び他関係会社、並びに株式会社東海典礼及び他関係会社の株式取得、その他会館建設資金として調達した長期借入金の借換えとして、シンジケートローン契約（契約総額90億円）を2024年2月29日付で締結しております。

また、運転資金及び設備資金に充当するため、金融機関から短期借入金13億円、長期借入金28億36百万円の資金調達を行っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第25期 (2021年9月期)	第26期 (2022年9月期)	第27期 (2023年9月期)	第28期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 高 (百万円)	12,203	13,283	14,068	18,839
経 常 利 益 (百万円)	877	1,048	1,132	1,243
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	542	568	789	752
1株当たり当期純利益 (円)	24.21	25.37	35.14	33.44
総 資 産 (百万円)	13,539	14,166	15,376	27,326
純 資 産 (百万円)	9,022	7,501	7,879	8,186
1株当たり純資産額 (円)	402.73	334.80	350.26	363.75

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ティアサービス	17百万円	100.0%	湯灌サービス事業、生花販売事業 生活関連事業
八光殿ホールディングス 株 式 会 社 (注) 1	10百万円	100.0%	葬祭業
株 式 会 社 八 光 殿 (注) 1	10百万円	100.0% (注) 2	葬祭業、リユース事業
株 式 会 社 セレモニーホール八尾 (注) 1	9百万円	100.0% (注) 2	葬祭業
株 式 会 社 東 海 典 礼 (注) 1	10百万円	100.0%	葬祭業

(注) 1. 株式取得により当連結会計年度から八光殿グループ及び東海典礼グループを連結の範囲に含めております。

(注) 2. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは直営・フランチャイズ・M&A・企業グループで全国展開を目指すべく、これまでの重点施策及びティアグループによる中長期の出店方針に加え、「外部環境・内部体制における課題認識と対応した施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により、強い組織集団の実現」「トータル・ライフ・デザイン事業の創出」「倫理コンプライアンス体制を高める施策」を推進していかなければなりません。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといたしましては、「新生ティアグループ」のスローガンのもと、中期経営計画を策定し以下の4項目のテーマに取り組んでまいります。

① ティアグループによる計画的な出店と既存エリアにおける営業促進の拡充

東海地区におきましては、直営及び東海典礼による積極的な出店を推進すると共に、既存会館の改修及び既存エリアにおけるブランドの再構築を推進してまいります。関東地区につきましては、新たな本部体制のもと、出店継続と経営資源の最適化を図ってまいります。関西地区では、八光殿が出店を継続する一方、北河内エリアでの認知度向上に努めてまいります。

フランチャイズにおきましては、様々な出店ニーズに対応し、新規・既存加盟社の計画的な出店を推進してまいります。また、F C会館の展開エリアも広範囲となることから、機動的な業務支援体制等、F C本部体制を強化し新規会館の早期収益化及び既存会館の持続的な成長を推進してまいります。

② トータル・ライフ・デザイン領域の拡大及びグループ間連携の強化

葬儀と親和性の高い周辺サービスをトータル・ライフ・デザイン領域と位置づけ、未来開発事業本部による事業化を推進し、「ティアの会」会員及び提携団体の顧客生涯価値を追求してまいります。また、八光殿ではリユース事業における葬祭事業と親和性の拡張、東海典礼では葬儀付帯サービスの拡大等を推進してまいります。

総合的なマーチャンダイジングにおきましては、多様化する葬儀ニーズに対応した商品開発及びサービス利用時のユーザビリティ向上などを推進してまいります。また、葬儀付帯業務の内製化を拡充させると共に、ティアサービス、八光殿及び東海典礼の強みを活かしたグループ間での連携を強化してまいります。さらに、東海地区では当社の物流を担うティア・ロジスティック・センターの機能拡大、関西地区ではティアグループとして物流体制を構築してまいります。

③ 計画に則した人材確保・育成とエンゲージメントの向上

事業戦略を推進するうえで、人材の確保と育成、働く環境の整備を重点項目と位置づけております。人材の確保につきましては、多様化する採用環境に対応した施策を積極的に推進し、人材育成では人材教育機関「ティアアカデミー」が、PDC Aサイクルに則った教育を手掛けてまいります。また、当社の教育カリキュラムを八光殿・東海典礼に展開することで、ティアグループとして営業力の底上げを図ってまいります。

さらに、2024年4月に改定した人事制度により期待される効果のモニタリング、業務オペレーションや勤務体系の見直しを検討するプロジェクトチームを設置する等、働く環境の更なる充実に努めてまいります。

④ 上場会社グループとしての体制構築と潜在的なM&Aニーズの掘り起こし

八光殿及び東海典礼に対し、上場会社グループとしての統合プロセスを推進してまいります。また、ティアグループとして資本市場から適正に評価されるべく積極的なPR・IR活動を継続するのに加え、当社のことをより深く理解してもらえる新しいコミュニケーション・プラットフォームを構築してまいります。

さらに、基幹システムのリプレースにより、業務効率化・データ連携の強化を図ると共に、ティアグループとしてシステム統合に向けた体制を整備してまいります。ICTにおける脅威への対応では、セキュリティに対する従業員の意識の向上を図ってまいります。

M&Aにつきましては、業界環境が変化するなか事業の統廃合が活発化しております。当社グループとしましても業界再編に乗り遅れることなく能動的な情報収集に努め、適正な判断のもとM&Aの実行を目指してまいります。また、当社の理念に共感する企業との関係性構築にも積極的に取り組み、広義のティアグループとして葬儀業界への影響力を拡大させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 祭 事 業	葬儀施行全般ならびに忌明け法要および年忌法要の請負、返礼品や仏壇・墓石の販売など葬儀終了後に行うアフターフォローサービス
フランチャイズ事業	葬儀事業に関するフランチャイズ事業
そ の 他	不動産事業、リユース事業等

(6) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

地域別	都道府県別	店舗数
関東地区	東京都	4
	千葉県	2
	埼玉県	4
中部地区	愛知県	68
	三重県	8
関西地区	大阪府	5

(7) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
葬祭事業	664(112)名	179名増(1名増)
フランチャイズ事業	14(－)	1名増(－)
その他事業	18(2)	18名増(2名増)
全社(共通)	203(2)	55名増(2名増)
合計	899(116)	253名増(5名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
2. 「その他事業」として記載している使用人数は、不動産事業、リユース事業等、新たに区分を設けております。
3. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 使用人数が前連結会計年度末に比べて増加したのは、当連結会計年度において、株式会社八光殿及び株式会社東海典礼を連結子会社としたことと、業容拡大に備えた新卒採用、中途採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
600(99)名	48名増(9名減)	39.7歳	7.3年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べて増加したのは、主に業容拡大に備えた新卒採用、中途採用によるものであります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	8,678 ^{百万円}
株式会社三十三銀行	2,102
株式会社三菱UFJ銀行	283

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするものであります。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としており、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要政策としております。また、業績向上時には増配等により株主への利益還元も積極的に行っていく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会としております。

内部留保資金につきましては、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、2023年11月10日に公表いたしました配当予想のとおり、普通配当10円（支払開始日は2024年12月3日）とし、中間配当金を含む年間配当金を20円とさせていただきます。

次期事業年度の剰余金の配当につきましては、2025年9月期連結業績予想を勘案し、中間配当金10円、期末配当金10円の合計20円とする予定であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,510,100株
- (3) 株主数 19,060名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有持株数	持株比率
株式会社夢現	7,792,000株	34.62%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,548,400株	6.88%
富安徳久	1,004,000株	4.46%
ティア社員持株会	457,600株	2.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	357,500株	1.58%
深谷志郎	264,000株	1.17%
花重美装株式会社	183,200株	0.81%
中部印刷株式会社	121,600株	0.54%
中部ビル開発株式会社	111,200株	0.49%
菊池政一	91,900株	0.40%

（注）持株比率は自己株式（5,389株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	富安徳久	株式会社八光殿 取締役CEO 株式会社東海典礼 取締役CEO 八光殿ホールディングス株式会社 取締役
取締役副社長	岡留昌吉	葬祭事業本部長 株式会社ティアサービス 代表取締役会長兼社長 株式会社八光殿 取締役副会長 株式会社東海典礼 取締役副会長 株式会社セレモニーホール八尾 取締役
専務取締役	辻耕平	経営企画本部長兼管理本部管掌 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役 八光殿ホールディングス株式会社 取締役 株式会社セレモニーホール八尾 取締役
専務取締役	眞邊健吾	人財開発本部長兼ESG戦略本部長 兼フランチャイズ事業本部管掌 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役
取締役	山本克己	財務本部長 株式会社ティアサービス 監査役 株式会社八光殿 監査役 株式会社東海典礼 監査役
取締役	藤井智規	事業開発本部長 株式会社ティアサービス 専務取締役
取締役	小木曾正人	小木曾公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役社長
取締役	稲生浩子	稲生浩子税理士事務所 所長
常勤監査役	後藤光雄	
監査役	佐藤邦夫	大豊工業株式会社 社外取締役 株式会社オートウェーブ 社外監査役
常勤監査役	伊藤大介	

- (注) 1. 取締役小木曾正人氏及び稲生浩子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役後藤光雄氏及び監査役佐藤邦夫氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小木曾正人氏、取締役稲生浩子氏、常勤監査役後藤光雄氏及び監査役佐藤邦夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬等に関する株主総会の決議内容

2010年12月21日開催の第14回定時株主総会において、各事業年度の取締役の報酬限度額は年額1,000百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は5名、監査役は3名であります。

また、2017年12月22日開催の第21回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することが決議されました。譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社が、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役（決議日時点の員数8名）に対して年額4,000万円以内（うち社外取締役分は年額350万円以内）、当社の監査役（決議日時点の員数3名）に対して年額500万円以内（うち社外監査役分は年額350万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から6年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつきましても、決議されております。

b. 役員報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬決定方針と手続につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会からの諮問に対する指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。監査役報酬決定方針につきましては株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定することとしており、手続につきましては、その範囲内で各監査役の協議により決定しております。

c. 役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び報酬体系

各取締役及び監査役の報酬等の額に関する考え方及び報酬体系としましては、i. 役位及び担当職務に応じて決定する「基本報酬（金銭）」、ii. 当該事業年度の業績予想の達成状況に応じて決定する「賞与（金銭）」、iii. 中長期的なインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬（株式）」により構成されております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度における「役員の基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容（2023年9月1日）」「役員期末賞与個別支給額（2024年9月27日）」につきましては指名・報酬諮問委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議しております。また、監査役の基本報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	264 (14)	238 (13)	19 (1)	4 (0)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (16)	19 (14)	1 (1)	0 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	285 (31)	257 (27)	21 (2)	5 (0)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。

③ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定過程

a. 報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

各取締役の報酬決定の権限は取締役会が有しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、報酬決定に際しましては取締役会からの諮問に対して答申を行う、指名・報酬諮問委員会を2019年9月11日に設置しております。

各取締役の「基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容」「役員期末賞与個別支給額」「譲渡制限付株式報酬の個人別の割当て株式数」については必要に応じて指名・報酬諮問委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議いたします。

b. 指名・報酬諮問委員会の目的・構成・委任する権限等

代表取締役・取締役・監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としております。代表取締役社長、社外取締役2名の合計3名で構成されております。

当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役及び執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「代表取締役、役付取締役の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役及び執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役は5百万円以上であらかじめ定められた額又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員等責任賠償保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、当社の取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小木曾正人氏は、小木曾公認会計士事務所の所長、及び株式会社トレジャリンクの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役稲生浩子氏は、稲生浩子税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役佐藤邦夫氏は、大豊工業株式会社の社外取締役、及び株式会社オートウェブの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小木曾 正 人	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会26回のうち24回に出席いたしました。公認会計士・税理士としての高度な専門知識と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
稲 生 浩 子	社外取締役	取締役及び監査役として当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席いたしました。税理士としての高度な専門知識と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
後 藤 光 雄	常勤 社外監査役	当事業年度に開催された取締役会26回全てに、また、監査役会15回全てに出席いたしました。長年にわたる監査役としての経験から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
佐 藤 邦 夫	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会26回のうち25回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。取締役としての豊富な経験と専門知見を有しており、この経験を活かして独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 継続監査期間

第8期（自 2004年6月1日 至 2004年9月30日）より、当該監査法人と契約を締結し、当該監査を受けております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65 ^{百万円}
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法および会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理・コンプライアンスが事業活動においては重要であるとの認識に立ち、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会的良識をもった行動のもとに職務を遂行するため、倫理・コンプライアンスに係る体制を整備し、企業倫理の遵守の徹底を図る。
- ② 当社は、取締役および各部署の責任者で構成する倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、倫理・コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施し、監査結果は、社長および監査役会に報告する。
- ④ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として内部通報制度を設け、運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見および是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに社内規程に従って、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しており、取締役および監査役はこれらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、事業活動において発生しうるリスクの防止、管理体制の整備、発生したリスクの対応等を担う所管部門を、倫理・コンプライアンス委員会とする旨を定めた「リスク管理規程」を策定している。
- ② 経営上の意思決定に伴うリスクについては、取締役等が構成員の会議体等において検討を行う。
- ③ 大震災等の災害時を想定した事業継続計画を策定しており、被災のシミュレーション、安否確認の方法、災害対策設備の設置等の対策を講じており、また、有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、即応できる体制としている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努めている。
- ② 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令および定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役およびその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整備している。
- ③ 取締役、監査役および執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としている。
当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役および執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役および執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行う。
- ④ 経営会議（取締役および執行役員で構成）を毎月1回開催し、取締役会への上程議案の審議、事業本部毎の所管事項報告および業務執行状況に関する報告を行う。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率化を図るために、中期経営計画および年度予算の策定を行い、その進捗管理を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項および業績の状況等を当社取締役会に報告することを義務付けている。
- ② 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の社長および監査役会に報告する体制としている。
- ③ 当社と子会社との取引については、第三者との取引と比較して著しく有利または不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制としている。
- ④ 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制としている。
- ⑤ 内部通報制度の窓口を当社および子会社の共用のものとして社外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制としている。
- ⑥ 子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社の倫理・コンプライアンス委員会に報告するとともに、発生したリスクの対応等を行う体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ② 監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請できる。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制およびその他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告し、監査役は必要な都度、取締役および使用人に対し報告を求める。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役会のほか経営会議その他重要な会議体に出席することで、当社および子会社の重要な情報について適時報告を受けられる体制となっている。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護する体制となっている。
- ② 報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じる。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行う。

(10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリス

クのほか、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備している。

- ② 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
- ③ 監査役または監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行う等、状況に応じた適切な措置を講じる。
- ④ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらないこととする。
- ② 反社会的勢力からの接触があった場合は、法務課を管轄する管理本部と葬祭事業を担う葬祭事業本部が連携して対策を講じ、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な対応を行う。
- ③ 取締役および使用人に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
流 動 資 産	5,740	流 動 負 債	5,880
現金及び預金	4,293	買掛金	467
売掛金及び契約資産	958	短期借入金	140
商 品	142	1年内償還予定の社債	47
貯 蔵 品	77	1年内返済予定の長期借入金	881
そ の 他	282	未 払 金	911
貸 倒 引 当 金	△15	リ ー ス 債 務	37
固 定 資 産	21,585	未 払 法 人 税 等	455
有 形 固 定 資 産	12,510	契 約 負 債	2,177
建物及び構築物	9,820	賞 与 引 当 金	319
機械装置及び運搬具	14	資 産 除 去 債 務	12
土 地	1,896	そ の 他	428
リ ー ス 資 産	307	固 定 負 債	13,260
建 設 仮 勘 定	209	社 債	276
そ の 他	261	長 期 借 入 金	10,562
無 形 固 定 資 産	7,160	リ ー ス 債 務	292
の れ ん	5,740	繰 延 税 金 負 債	304
顧 客 関 連 資 産	1,125	退 職 給 付 に 係 る 負 債	57
そ の 他	294	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2
投 資 そ の 他 の 資 産	1,914	資 産 除 去 債 務	1,764
投 資 有 価 証 券	1	そ の 他	0
差 入 保 証 金	1,138	負 債 合 計	19,140
繰 延 税 金 資 産	547	純 資 産 の 部	
そ の 他	233	株 主 資 本	8,185
貸 倒 引 当 金	△4	資 本 金	1,895
資 産 合 計	27,326	資 本 剰 余 金	1,528
		利 益 剰 余 金	4,764
		自 己 株 式	△2
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		純 資 産 合 計	8,186
		負 債 純 資 産 合 計	27,326

連結損益計算書

(2023年10月1日から)
(2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		18,839
売上原価		11,402
売上総利益		7,437
販売費及び一般管理費		5,998
営業利益		1,438
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	0	
受取家賃	28	
受取手数料	19	
助成金収入	9	
広告料収入	8	
その他の	27	97
営業外費用		
支払利息	98	
支払手数料	163	
その他の	30	292
経常利益		1,243
特別利益		
固定資産売却益	93	
その他の	8	102
特別損失		
固定資産除売却損	25	25
税金等調整前当期純利益		1,319
法人税、住民税及び事業税	614	
法人税等調整額	△47	567
当期純利益		752
親会社株主に帰属する当期純利益		752

連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年10月1日 首残高	1,892	1,525	4,461	△0	7,879
当連結会計年度 変動額					
新株の発行	2	2			5
剰余金の配当			△450		△450
親会社株主に帰属する当期純利益			752		752
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度 変動額合計	2	2	302	△1	306
2024年9月30日 期末残高	1,895	1,528	4,764	△2	8,185

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2023年10月1日 首残高	0	0	7,879
当連結会計年度 変動額			
新株の発行			5
剰余金の配当			△450
親会社株主に帰属する当期純利益			752
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	0	0	0
当連結会計年度 変動額合計	0	0	306
2024年9月30日 期末残高	0	0	8,186

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ティアサービス、八光殿ホールディングス株式会社、株式会社八光殿、株式会社セレモニーホール八尾、株式会社東海典礼

② 連結の範囲の変更

株式取得により当連結会計年度から下記の子会社を連結の範囲に含めております。

- ・株式会社HKD-VV3 (注)
- ・株式会社HKD-V3 (注)
- ・八光殿ホールディングス株式会社
- ・株式会社八光殿
- ・株式会社セレモニーホール八尾
- ・株式会社TTR-TT (注)
- ・株式会社TTR-T (注)
- ・株式会社TTR-C-H C (注)
- ・株式会社東海典礼

(注) 吸収合併により連結子会社は消滅したため、連結の範囲から除外されております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

市場価格のない株式等

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

総平均法による原価法を採用しております。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～38年
機械装置及び運搬具	2～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関連資産	15年
自社利用のソフトウェア	5年

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
主要な事業の計上基準について以下のとおりであります。

イ. 葬祭事業

・ 葬儀売上

主に一般個人、法人向けに葬儀にかかるサービスを施行しております。そのため、葬儀施行業務が完了した時点で収益を認識しております。なお、各報告期間の期末日において期末日を跨ぐ葬儀施行の場合、各日それぞれ顧客への提供が終了した契約内容について、その時点で収益を認識しております。また、サービスの対価はサービス提供から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・ 会費売上

主に葬儀施行の際に会員価格で施行を行うことができる権利としております。そのため、会員の葬儀施行業務が完了した時点で権利が行使されたとし、収益を認識しております。また、会費は入会と同時に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. フランチャイズ事業

・ 加盟料・出店料売上

主にティアがフランチャイズ権を供与し、一定期間にわたりコンサルティングなどのサービスを提供しております。そのため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、加盟料、出店料は契約から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・ 物品売上

主にFC加盟店に商品を販売しております。そのため商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、物品代金は引き渡し時から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間
15年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産の評価

① 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 12,510百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業を営むために会館等の資産を有しており、資産グループは各会館、店舗を単位としております。

減損の兆候の判断としては、各会館等の営業損益が継続してマイナスとなった場合、各会館等の土地の時価が著しく下落した場合、各会館等の閉鎖の意思決定がされた場合などとしております。

減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各会館等から得られる割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該会館等固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」または「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された会館別事業計画を基礎に作成しており、会館別事業計画の主要な仮定は各会館等の将来の営業収益予測（主に、葬儀施行単価及び葬儀施行件数）です。営業収益予測は、各会館等における過去実績や市場環境を考慮し策定しております。

これらの見積りの仮定は、不確実性を伴うため主要な仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(2) のれん及び顧客関連資産の評価

① 連結計算書類に計上した金額

のれん 5,740百万円

顧客関連資産 1,125百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれん及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

のれん及び顧客関連資産は株式会社八光殿及び関係会社、並びに株式会社東海典礼及び関係会社の全株式を取得し子会社化したことから生じたものであり、割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画を基礎に作成しており、当該事業計画の主要な仮定は将来の営業収益予測（主に、葬儀施行単価及び葬儀施行件数）です。営業収益予測は、過去実績や市場環境を考慮し策定しております。

これらの見積りの仮定は、不確実性を伴うため主要な仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、解体費用平均単価等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額179百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	900百万円
土 地	287百万円
計	1,188百万円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	2,000百万円
------------------------	----------

(2) 財務制限条項

当社グループの長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）のうち、8,678百万円については、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を2期連続して当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年9月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額未満としないことを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2025年9月に終了する決算期及びその直前の2024年9月に終了する決算期とする。

② 各年度の決算期、当該決算期の直前の決算期及び当該決算期の2期前の決算期に係る連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」欄の金額及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」欄に計上されている「配当金の支払額」の金額の合計金額から、当該各キャッシュ・フロー計算書における「財務活動によるキャッシュ・フロー」欄に計上されている「長期借入金の返済による支出」及び「社債の償還による支出」の金額の合計金額を当該3期分の決算期について合計した金額を控除した金額に、当該各キャッシュ・フロー計算書における「財務活動によるキャッシュ・フロー」欄の「長期借入れによる収入」及び「社債の発行による収入」の金額のうち、返済期日若しくは期日前返済日又は満期償還、繰上償還若しくは買入償還に係る資金引き落とし日が到来する長期借入又は社債の借換えのために借り入れた長期借入金に係る収入の金額及び発行された社債に係る収入の金額を当該3期分の決算期について合計した金額を加算した金額を、0円未満としないことを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2026年9月に終了する決算期、その直前の2025年9月に終了する決算期及びその直前の2024年9月に終了する決算期とする。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触しておりません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額	7,018百万円
--------------------	----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式

22,510,100株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 11月10日 取締役会	普通株式	224	10	2023年 9月30日	2023年 12月5日
2024年 5月15日 取締役会	普通株式	225	10	2024年 3月31日	2024年 6月3日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	225	10	2024年 9月30日	2024年 12月3日

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達する方針としております。

売掛金に係る取引先の信用リスクについては、経理規程に沿って営業債権の期日及び残高を管理すること等により、リスク低減を図っております。投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。差入保証金は、主に賃貸借契約に係る保証金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、契約満了時に一括して返還されるものであります。

借入金の使途は主にM&A・設備投資資金（長期）であり、このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。また、借入金の一部には財務制限条項が付されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (注) 2	0	0	—
(2) 差入保証金	1,138	898	△239
資産計	1,138	899	△239
(1) 社債 (注) 3	323	322	△1
(2) 長期借入金 (注) 4	11,444	11,441	△3
(3) リース債務 (注) 5	330	320	△9
負債計	12,097	12,084	△13

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額0百万円）は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。
3. 社債について、1年内償還予定の社債を含めております。
4. 長期借入金について、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
5. リース債務について、1年内に支払予定のリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	0	—	—	0
資産計	0	—	—	0

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	898	—	898
資産計	—	898	—	898
社債	—	322	—	322
長期借入金	—	11,441	—	11,441
リース債務	—	320	—	320
負債計	—	12,084	—	12,084

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

敷金・保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	葬祭事業	フランチャイズ事業	計		
売上高					
葬儀施行関連	17,688	－	17,688	－	17,688
その他	56	560	617	533	1,151
顧客との契約から生じる収益	17,745	560	18,305	533	18,839
外部顧客への売上高	17,745	560	18,305	533	18,839

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	586	937
契約資産	17	21
契約負債	1,789	2,177

契約資産は、サービス役務の提供に係る収益について、履行義務に係る進捗度を見積ることにより一定期間にわたり収益を計上しており、未請求のサービス役務の提供に係る収益に関するものであります。サービス役務の提供が完了した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主として、会費売上による入会金の前受金に関するもの、フランチャイズ加盟契約に基づく加算料及び出店料として顧客から収受した前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、63百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引額

会費売上については、契約負債が20億40百万円あり、葬儀施行時に収益を認識しており、葬儀施行をする可能性があると考えられる今後1年から22年の間で収益として認識することを見込んでおります。

フランチャイズ加盟料及び出店料については、契約期間に応じて収益として認識しており、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	12
1年超20年以内	123
合計	135

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 363円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円44銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 企業結合に関する注記

株式取得による企業結合

当社は、2023年10月24日開催の取締役会において、以下のとおり、中核企業である株式会社八光殿（以下、「八光殿」といいます。）及び他関係会社を傘下におさめる株式会社NSSK-VV3及び株式会社NSSK-V3（以下、「NSSK-VV3」及び「NSSK-V3」といい、NSSK-VV3、NSSK-V3、八光殿及び他関係会社を総称して「NSSK-VV3グループ」といいます。）及び中核企業である株式会社東海典礼（以下、「東海典礼」といいます。）及び他関係会社を傘下におさめる株式会社NSSK-TT（以下、「NSSK-TT」といい、NSSK-TT、東海典礼及び他関係会社を総称して「NSSK-TTグループ」といいます。）の全株式を取得し、子会社化することを決議し、2023年11月20日付で株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

(NSSK-VV3グループ)

被取得企業の名称 NSSK-VV3

NSSK-V3

事業の内容 持株会社

(NSSK-TTグループ)

被取得企業の名称 NSSK-TT

事業の内容 持株会社

② 企業結合を行った主な理由

NSSK-VV3の傘下である八光殿は、大阪府八尾市を中心に葬儀会館を運営しており、また、NSSK-TTの傘下である東海典礼は、愛知県豊川市を中心に葬儀会館を運営しております。両社共にそれぞれの地域に根差した事業展開を通じて、安定した事業基盤を有しております。

NSSK-VV3グループ及びNSSK-TTグループが当社グループに加わることで、当社グループにおける質量両面に亘る事業基盤の強化、並びに各エリアにおける認知度向上及び事業規模拡大に資するものと考えております。

③ 企業結合日

2023年11月20日（みなし取得日2023年12月31日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

(NSSK-VV3グループ)

変更前企業名	変更後企業名
株式会社NSSK-VV3	株式会社HKD-VV3
株式会社NSSK-V3	株式会社HKD-V3
八光殿ホールディングス株式会社	変更ありません。
株式会社八光殿	変更ありません。
株式会社セレモニーホール八尾	変更ありません。

(NSSK-TTグループ)

変更前企業名	変更後企業名
株式会社NSSK-TT	株式会社TTR-TT
株式会社NSSK-T	株式会社TTR-T
株式会社NSSK C-H C	株式会社TTR C-H C
株式会社東海典礼	変更ありません。

- ⑥ 取得した議決権比率
 (N S S K - V V 3 グループ)
 N S S K - V V 3 100%
 N S S K - V 3 100%
 (N S S K - T T グループ)
 N S S K - T T 100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
 当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

- (2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
 2024年1月1日から2024年9月30日

- (3) 取得原価の算定時に関する事項

- ① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(N S S K - V V 3 グループ)

取得の対価	N S S K - V V 3	現金	4,080百万円
	N S S K - V 3	現金	720百万円
取得原価			4,800百万円

(N S S K - T T グループ)

取得の対価	N S S K - T T	現金	2,400百万円
取得原価			2,400百万円

- ② 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 94百万円

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額

(N S S K - V V 3 グループ)

4,220百万円

(N S S K - T T グループ)

1,822百万円

- ② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

- ③ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(N S S K - V V 3 グループ)

流動資産	687百万円
固定資産	1,910百万円
資産合計	2,598百万円
流動負債	686百万円
固定負債	1,331百万円
負債合計	2,018百万円

(N S S K - T T グループ)

流動資産	387百万円
固定資産	1,933百万円
資産合計	2,320百万円
流動負債	234百万円
固定負債	1,509百万円
負債合計	1,743百万円

- (6) のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

被取得企業	種類	金額	加重平均償却期間
N S S K - V V 3 グループ	顧客関連資産	286百万円	15年
N S S K - T T グループ	顧客関連資産	899百万円	15年

- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

(N S S K - V V 3 グループ)

売上高	742百万円
営業利益	△59百万円
経常利益	△61百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△87百万円

(N S S K - T T グループ)

売上高	402百万円
営業利益	△6百万円
経常利益	△16百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△53百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定し連結会計年度の開始の日から企業結合日までの被取得企業の売上高及び損益情報を影響の概算額としております。また、のれん及び顧客関連資産が当期首に発生したもものとしてその償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,250	流 動 負 債	4,737
現金及び預金	3,039	買掛金	399
売掛金及び契約資産	864	短期借入金	140
商 品	102	1年内償還予定の社債	47
貯 蔵 品	55	1年内返済予定の長期借入金	709
前 払 費 用	176	未 払 金	684
そ の 他	22	リ ー ス 債 務	32
貸 倒 引 当 金	△10	未 払 費 用	52
固 定 資 産	18,930	未 払 法 人 税 等	312
有 形 固 定 資 産	9,739	契 約 負 債	1,867
建 物	7,119	預 り 金	20
構 築 物	573	賞 与 引 当 金	258
車 両 運 搬 具	10	資 産 除 去 債 務	12
工 具 、 器 具 及 び 備 品	215	そ の 他	198
土 地	1,363	固 定 負 債	10,332
リ ー ス 資 産	291	社 債	276
建 設 仮 勘 定	164	長 期 借 入 金	8,555
無 形 固 定 資 産	280	リ ー ス 債 務	282
ソ フ ト ウ ェ ア	39	資 産 除 去 債 務	1,217
電 話 加 入 権	6	そ の 他	0
そ の 他	234	負 債 合 計	15,069
投 資 其 他 の 資 産	8,910	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	8,110
関 係 会 社 株 式	7,342	資 本 金	1,895
長 期 前 払 費 用	168	資 本 剰 余 金	1,528
差 入 保 証 金	899	資 本 準 備 金	1,528
繰 延 税 金 資 産	491	利 益 剰 余 金	4,689
そ の 他	11	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,689
貸 倒 引 当 金	△3	繰 越 利 益 剰 余 金	4,689
資 産 合 計	23,180	自 己 株 式	△2
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		純 資 産 合 計	8,111
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,180

損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		15,334
売上原価		9,221
売上総利益		6,112
販売費及び一般管理費		4,779
営業利益		1,332
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
受取家賃	10	
受取手数料	19	
助成金収入	9	
広告料収入	10	
その他	22	82
営業外費用		
支払利息	88	
支払手数料	131	
その他	18	238
経常利益		1,176
特別利益		
固定資産売却益	93	93
特別損失		
固定資産除売却損	25	25
税引前当期純利益		1,244
法人税、住民税及び事業税	427	
法人税等調整額	△8	419
当期純利益		825

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から)
(2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年10月1日期首残高	1,892	1,525	1,525	4,313	4,313	△0	7,731
事業年度中の変動額							
新株の発行	2	2	2				5
剰余金の配当				△450	△450		△450
当期純利益				825	825		825
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							－
事業年度中の変動額合計	2	2	2	375	375	△1	379
2024年9月30日期末残高	1,895	1,528	1,528	4,689	4,689	△2	8,110

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年10月1日期首残高	0	0	7,731
事業年度中の変動額			
新株の発行			5
剰余金の配当			△450
当期純利益			825
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	379
2024年9月30日期末残高	0	0	8,111

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～ 38年

構築物 10～ 20年

車両運搬具 2～ 4年

工具、器具及び備品 3～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準について以下のとおりであります。

① 葬祭事業

・ 葬儀売上

主に一般個人、法人向けに葬儀にかかるサービスを施行しております。そのため、葬儀施行業務が完了した時点で収益を認識しております。なお、各報告期間の期末日において期末日を跨ぐ葬儀施行の場合、各日それぞれ顧客への提供が終了した契約内容について、その時点で収益を認識しております。また、サービスの対価はサービス提供から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・ 会費売上

主に葬儀施行の際に会員価格で施行を行うことができる権利としております。そのため、会員の葬儀施行業務が完了した時点で権利が行使されたとし、収益を認識しております。また、会費は入会と同時に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

② フランチャイズ事業

・ 加盟料・出店料売上

主にティアがフランチャイズ権を供与し、一定期間にわたりコンサルティングなどのサービスを提供しております。そのため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、加盟料、出店料は契約から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

・ 物品売上

主にFC加盟店に商品を販売しております。そのため商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、物品代金は引き渡し時から1か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産の評価

「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 4.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

なお、会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目及び金額は次のとおりです。

有形固定資産 9,739百万円

固定資産については、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,342百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、八光殿ホールディングス株式会社及び株式会社東海典礼の株式は市場価格のない株式であり、帳簿価額には取得した時点で見込んだ超過収益力が反映されております。関係会社株式は取得原価を持って計上しており、市場価格のない株式等について実質価額が著しく低下した場合には回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

回復可能性が十分な証拠により裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎としており、その主要な仮定については、「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 4. 会計上の見積りに関する注記 (2)のれん及び顧客関連資産の評価」に記載した内容と同一であります。

当該主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りを変更した場合には、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 5.会計上の見積りの変更に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

なお、会計上の見積りの変更による増加額107百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	900百万円
土	地	287百万円
計		1,188百万円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	2,000百万円
------------------------	----------

(2) 財務制限条項

当社の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）のうち、8,678百万円については、以下の財務制限条項が付されております。

「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 6. 連結貸借対照表に関する注記 (2)財務制限条項」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 6,838百万円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

(株)ティアサービス	143百万円
八光殿ホールディングス(株)	1,060百万円
(株)東海典礼	975百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	5百万円
短期金銭債務	86百万円
長期金銭債務	0百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	20百万円
仕入高	921百万円
その他の営業取引	39百万円
営業取引以外の取引高	15百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 5,389株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	22百万円
未払事業所税	8百万円
貸倒引当金	4百万円
賞与引当金	79百万円
法定福利費	15百万円
長期前払費用	15百万円
減価償却超過額	143百万円
資産除去債務	376百万円
借地権	31百万円
税務上の収益認識差額	542百万円
その他	24百万円
繰延税金資産小計	1,263百万円
評価性引当額	△500百万円
繰延税金資産合計	763百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△267百万円
税務上の収益認識差額	△4百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△272百万円
繰延税金資産の純額	491百万円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前の建物については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理により使用しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	八光殿ホールディングス株式会社	直接100	役員の兼任 債務保証 債務被保証	銀行借入に対する債務保証 (注) 1	1,060	—	—
				当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	8,678	—	—
子会社	株式会社東海典礼	直接100	役員の兼任 債務保証 債務被保証	銀行借入に対する債務保証 (注) 1	975	—	—
				当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	8,678	—	—

- (注) 1. 当社は当該子会社の銀行借入に対して債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 当社は銀行借入に対して、当該子会社の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
主要株主（個人）及びその近親者	株式会社 夢現 (注) 1	(被所有) 直接34.6	主要株主 債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注) 2	88	—	—
	横山 博一 (注) 1	—	債務被保証	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注) 2	88	—	—

- (注) 1. 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、(株)夢現は横山博一氏及びその近親者の財産保全会社であることから、主要株主（個人）として各々記載しております。
2. 当社は会館の賃借料に対して、主要株主(株)夢現及び横山博一氏の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 360円42銭
- (2) 1株当たり当期純利益 36円68銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

株式会社 ティア
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅井	明紀子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部	彰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティアの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

株式会社 ティア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅井	明紀子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部	彰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティアの2023年10月1日から2024年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用並びに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役の監査活動の結果については、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の社員等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ① 取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や主要会議の議事録を閲覧し、本社及び支社、事業部、会館等において業務及び財産の状況を調査致し、代表取締役と定期的に意見交換致しました。また、子会社については子会社取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業並びに経営管理の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。また、内部監査室と毎月定期的に会合を設け、内部監査計画及び監査実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各組組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し中間期及び期末検証致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月15日

株式会社ティア 監査役会

常勤社外監査役 後藤 光雄 ㊟

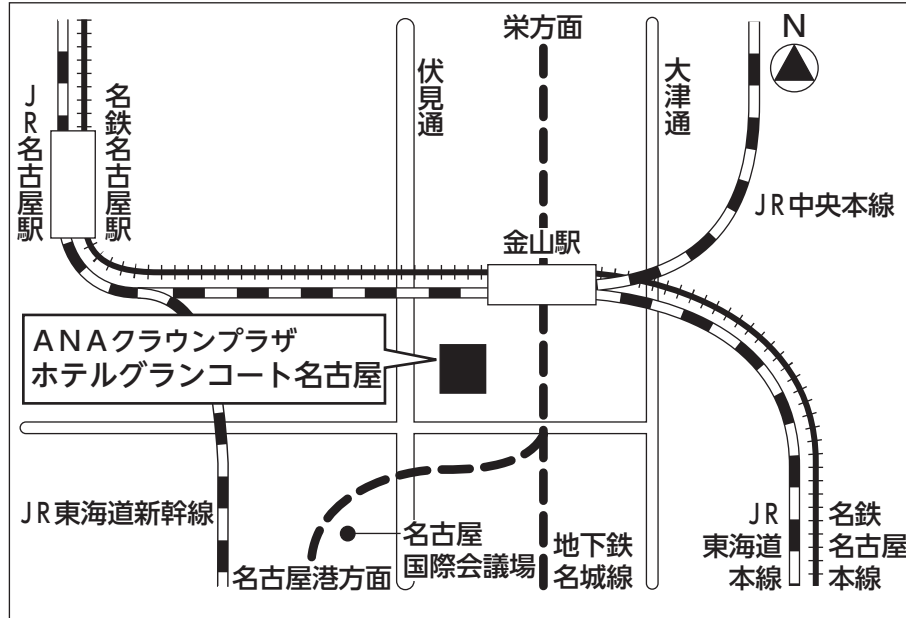
社外監査役 佐藤 邦夫 ㊟

常勤監査役 伊藤 大介 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
電話 052-683-4111 (代)



交通のご案内

- ・ J R ・ 名鉄 ・ 地下鉄「金山」駅 南口から徒歩で約1分
- ・ 名古屋駅 (J R ・ 名鉄) より金山駅まで電車で約5分
- ・ 栄駅 (地下鉄) より金山駅まで電車で約10分

お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。